

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金について(新設)

○制度概要

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされたことから、厚生労働省から区市町村に傷病手当金の支給を検討するよう要請がなされました。このことにより飯山市国民健康保険の被保険者を対象とした傷病手当金について、令和2年6月議会に議案上程をしております。

・飯山市及び県内市町村の現状

傷病手当金は保険者が保険財政上余裕がある場合に自主的に条例等を制定し行うことができる任意給付の位置付けであり、現在傷病手当金は飯山市国民健康保険の給付項目にはありません。県内他市町村においても同様の状況ですが、全市町村において支給する方向で検討がされています(6月議会までに県内全市町村制定予定)。

○支給内容

対象者	給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合(実際には感染していなかった場合も対象)。
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額	1日につき傷病手当金の支給前3ヶ月の給与収入の額の合計を就労日数で除した金額の2/3相当。(1日の上限 30,887円) ※例 月額20万円 4月に感染した場合 60万円(3ヶ月分給与収入)÷58日(1月～3月まで3ヶ月の労働日数)×2/3=6,893円 1日あたり6,893円

○財政支援 上記支給内容について、令和2年国保特別調整交付金で支給額全額に財政支援あり
適用期間:令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間
(入院が継続する場合は最長1年6ヶ月)

○条例改正 施行期日:公布日 適用:令和2年1月1日

○予算案 2,300千円